## 投稿規定

- 1. 「靴の医学」(Journal of the Japanese Society for Medical Study of Footwear)に掲載する論文の著者・共著者は、全て日本靴医学会会員に限る。ただし、本学会が依頼ないしは許可した場合は、この限りでない。
- 2. 論文は未発表のものに限る.
- 3. 投稿原稿は、別に定める細則に従い作製し、定められた締切日までに、定められた場所に送る. 投稿締め切り日は厳守する.
- 4. 投稿は原著論文と、それ以外の寄稿に分ける。原著論文は科学論文としての正当性と再現性を要する。原著論文の原稿は下記の形式と順序に従い執筆する。
- 1) 表紙には下記の事項を記載する
- a) 表題名 (英文併記)
- b) 著者・共著者(5名以内) (英文併記)
- c) 著者・共著者の所属機関(英文併記)
- d) 著者の連絡先住所,電話番号,Fax番号,E-mailアドレス
- 2) 論文要旨(300字以内※スペースを含めない)キーワード(5個以内,英文併記)
- 3) 本文は下記の事項を記載する
- a) 緒言
- b) 対象と方法
- c) 結果
- d) 考察
- e) 結語
- 4) 文献は10編以内とし、特殊な報告書や投稿中原稿など、一般的に入手不可能な資料は 文献としての引用を差し控える。文献は本文での引用順位に番号を付け配列する。本文中 では上付きの番号を付けて引用する。4名を超える著者は「他」、"et al."を添え、省略す る。雑誌名の省略は、和文では雑誌に表示された略称、欧文雑誌ではIndex Medicusの略称 に従う。文献の記載法を次に記す。
- a) 雑誌は,著者名(姓を先). 表題名. 雑誌名 西暦発行年 ;巻 :最初の頁―最後の頁. Justy M, Bragdon CR, Lee K, et al. Surface damage to cobalt-chrome femoral head prostheses. J Bone Joint Surg Br 1994; 76:73—7.石塚忠雄. 新しい老人靴の開発について. 靴の医学 1990; 3:20—5.
- b) 単行本は、著者名(姓を先). 表題. 書名. 版. 編者. 発行地 :発行者(社) ;発行年. 引用部の最初頁―最後頁. Ganong WF. Review of medical physiology. 6th ed. Tokyo: Lange Medical Publications; 1973. 18—31. Maquet P. Osteotomies of the proximal femur. In: Ostheoarthritis in the young adult hip. Reynolds D, Freeman M, editors. Edinburgh: Churchill Living-stone; 1989.63—81.

寺山和雄. 頸椎後縦靭帯骨化. 新臨床外科全書17巻1. 伊丹康人編. 東京:金原出版

;1978.191—222.

- c) ウェブページは、著者名(姓を先). Webページの題名. Webサイト名. 入手先URL (アクセス日) を記載し、doi (digital object identifier) がある場合は、入手先URL (アクセス日) の代わりに記載する.
- 5) 図・表説明は、理解に必要十分で、簡潔かつ本文と重複しない。
- 6) 図・表を細則に従い作製し、図・表の挿入個所は本文中に指定する。図・表は個人が特定できないものとする。
- 5. ヒトを対象とした研究では、 ヘルシンキ宣言ならびに文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、当該施設の倫理委員会の承認を得て行う. また承認した倫理審査委員会の名称および承認年月日を本文中(対象と方法)に記載する.
- 6. 原稿は和文,常用漢字,新かな使いとし,簡潔であることを要する.学術用語は「医学用語辞典(日本医学会編)」「整形外科学用語集(日本整形外科学会編)」「足の外科学用語集(日本足の外科学会編)」に従う.
- 論文中の固有名詞は原語,数字は算用数字,度量衡単位はSI単位系を用いる.日本語化した外国語はカタカナで,欧米人名はアルファベットで記載する.英語は文頭の一字のみを大文字で記載する.商品名・会社名などの記載は,再現の為に必然性のある場合のみとし,単なる宣伝や商行為と思われる場合はこれを禁止する.
- 7. 原稿は初回投稿時、製本時組み上がり4頁以内(本文+図表で5,600文字以内※スペースを含めない)を原則とする。図・表は1点あたり400字換算とし、400字詰原稿用紙でほぼ14枚以内となる。なお査読審査中、査読者からの指示に対応する形で文字数が超過する場合は、この限りでない。
- 8. 原稿は査読の後、編集委員会で掲載を決定する、編集委員会は、内容について、修正を要するものや疑義あるものは、コメントを付けて書き直し求める。また、編集委員会は、著者に断ることなく、不適切な用語・字句・表現などを修正または削除することがある。
- 9. 日本靴医学会学術集会で発表し、かつ規定期間内に投稿した論文の掲載料は、規定の頁数までを無料とする。それ以外の投稿の掲載料は、有料とする。また、別刷り、超過分、カラー印刷、特別に要した費用に関しては全て自己負担とする。ただし、本学会が依頼または許可した場合は、この限りでない。
- 10. 原稿は, 原則, 返却しない.
- 11. 「靴の医学」掲載論文の著作権は日本靴医学会に帰属する. なお「靴の医学」への投稿または出版済の原稿を、大学や研究機関等の機関リポジトリへの掲載を希望する場合は、編集部まで届け出ること、編集委員会にて掲載の可否を検討する.

付則 本規定は令和7年11月1日から適用する. この規定の変更には, 理事会, 評議員会の 承認を要する.

## 「靴の医学」投稿規定細則

- 1. 日本靴医学会学術集会で発表した論文は、指定された期日までに投稿する. それ以外の投稿は随時受付ける.
- 2. 原稿はメール, または郵送にて下記に送付する. 郵送の場合は原稿データをCD-Rに焼き, プリントしたハードコピー(図表も含む)を1部添えること.

日本靴医学会「靴の医学」編集部

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-46-10 (株) 杏林舎内

FAX :03-3910-4380

E-mail: kutsuigaku@kyorinmail.jp

- 3. 全てのファイルは、一般に用いられている文章、図・写真、表などの作成ソフトで作成した形式とする。特殊な形式については、編集部から一般的な形式への変換を依頼する場合がある。
- 4. 原稿の文章は、 kutsu\_xxxx.doc (xxxxは著者名の小文字アルファベット) のワード・ファイル (拡張子doc) として保存する. また、同じ文章をkutsu\_xxxx.txtのテキストファイル (拡張子txt) としても保存する.
- 5. 写真は画質が著しく劣化するので、オリジナルの画像ファイルから作製し、発表時のパワーポイントの写真を流用しない。

画像ファイルの形式は、TIFF(\*.tif)が望ましい。ファイル名はkutsu\_xxxx\_fig\_n.tif(n は図の番号、枝番はa, b, c…を後に付ける)とする。デジカメでよく利用されるJPEG(\*.jpg)形式の画像ファイルは、保存を繰り返すたびに画質が劣化するので、JPEGを利用する際には、保存時、必ず高画質、低(無)圧縮を選択する。解像度は、掲載希望サイズの実寸で300dpi(1インチ当たり300ドット)以上を厳守する。前述の説明が不明の場合は、デジカメで撮影したオリジナルのファイルを添付し、希望サイズを明記する。「靴の医学」はB5サイズ2段組なので、幅140mmで横1枚、70mmで横2枚の図がおさまる。

図のサイズ、解像度、上下左右、白黒かカラー(自己負担)かはファイルの通りとするので、プリントしたハードコピーで読者が判読できることを十分確認する。組写真は必然性のあるものに限り、事前に1枚の写真に合成して提出する。

- 6. グラフは発表時のパワーポイントのグラフを流用しない。Excelなど、グラフを作製したプログラムで作成されるファイルを投稿する。写真と同様、希望のサイズにプリントし、読者が判読できる事を確認する。ファイル名はkutsu\_xxxx\_fig\_n.xls(Excelの場合、nは図の番号)とする。
- 7. 表は発表時のパワーポイントの表を流用しない。Excelなど、表を作製したプログラムで作成されるファイルを投稿する。写真と同様、希望のサイズにプリントし、読者が判読できる事を確認する。ファイル名はkutsu\_xxxx\_tab\_n.xls(Excelの場合、nは表の番号)とする。
- 8. 表紙と同じ情報と、原稿の本文、写真、図、表に使用したアプリケーション(プログラ

- ム) 名とそのヴァージョン番号を、テキストとしてread\_xxxx.txtのファイルに保存する.
- 9. 郵送の場合,原稿の文章,写真,図,表,read\_xxxx.txtを,印刷し貼付する.カラー印刷を希望する場合は,カラーの見本プリントを同封し,カラー印刷を希望する旨を明記する.
- 10. 郵送の場合, CDの表面に「靴の医学」, 著者名, 投稿年月日, e-mailアドレスを明記する.

付則 本細則は令和7年11月1日から適用する. 本細則の変更は, 理事会, 評議員会へ報告する.